

只見町新型コロナワクチン接種のお知らせ

【新型コロナワクチン接種の目的】

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的としています。

【接種対象者及び接種順位】

現時点では、次の順でワクチンを受けていただく見込みです。

- (1)医療従事者等
- (2)高齢者（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- (3)高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方
- (4)それ以外の方

全町民を対象にコロナワクチンの接種を予定しています。（なお、2月14日に承認されたファイザー社製のワクチンの接種対象年齢は16歳以上となっており、現時点では16歳未満の方は接種できません。）

【接種の申込】

令和3年度只見町健康管理世帯台帳で新型コロナウイルスワクチン接種の希望調査で、「希望する」と記入された方を、新型コロナワクチン接種の予約者としてみなします。

なお、追加の申込や転入等でまだ申込されていない方は、保健福祉課保健係（TEL 84-7005）へ電話申込をお願いします。国からのワクチン配送に影響しますので、必ず事前に申込をしてください。

【接種の時期及び接種会場】

新型コロナウイルスワクチンは、国から4月下旬に供給される予定です。国の優先順位に従い65歳以上の方が対象になりますが、配分されるワクチンが少なく限定的なため、現時点では、集団感染の恐れのある高齢者施設入所者を優先とした接種を実施し、ワクチンの供給量により接種の機会を拡大していきます。

◇接種日程：5月上旬から開始予定
接種日程の詳細は、おしらせ版に掲載してまいりますのでご確認をお願いいたします。

◇接種会場：只見町保健福祉センター

【接種の費用】

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。

【接種方法】

原則、住民票所在地で、接種を受けていただくことになります。

接種回数：1人2回の接種が必要です。（同じ製薬会社のワクチンを接種します）

接種間隔：標準的に20日間の間隔で接種を受けます。

※ファイザー社のワクチンでは、通常、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けます。

1回目から3週間を超えた場合には、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。

【接種当日お持ちいただくもの】

- ・接種券（今後、町からワクチン接種の優先順位に沿って発送予定）
- ・予診票のうち1枚 ※あらかじめご記入ください
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ・お薬手帳

【接種券】

対象の方には、町から接種券を郵送いたします。

接種時には、郵送した「接種券」が必要ですので、接種するまで失くさないよう、大切に保管ください。

※接種券は接種会場で定められた箇所にスタッフが確認して貼付けますので、ご自身では貼らないでください。誤って貼付けてしまった場合、再発行が必要になります。

【予診票】

健康管理世帯帳調査時に「希望する」と記入された65歳以上の方へは、2回分の予診票と説明書を同封しています。4月下旬には保健福祉センター、朝日診療所および町民係窓口、各振興センターへ予診票を設置しますので、事前に記入を済ませて接種会場へご持参ください。

【住民票所在地以外での接種をご希望の方】

以下のようなやむを得ない理由がある場合、住民票所在地以外で接種を受けることができます。

- 出産のために里帰りしている妊産婦（妊婦は努力義務適用外です）
- 単身赴任者
- 遠隔地へ下宿している学生
- DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- その他 市町村長がやむを得ない事情があると認めた者

◇只見町に住民票があり、上記の理由で、只見町以外での接種を希望される場合

接種を希望する市町村への事前の届出が必要です。

届出の際には、只見町から届く「接種券」をお手元にご準備ください。

◇只見町以外に住民票があり、上記の理由で、只見町での接種を希望される場合

只見町への事前の届出が必要です。

届出の際には、住民票所在地から届く「接種券」をお手元にご準備ください。

★住民票所在地以外での接種を希望される方の中で、届出が不要の方

	対象	接種方法
1	入院中・入所中の方	入院中の医療機関や、入所施設にお問い合わせください
2	基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合	かかりつけ医にお問い合わせください。（医療機関によっては、接種を実施していない場合もあります）
3	災害による被害にあった方	原子力災害により避難している方は、住民票のある市町村から、接種券と一緒に「住所地外接種届出済証」が郵送されます

★問合せ先

只見町保健福祉課保健係 TEL 0241-84-7005

【接種後の対応】

ワクチン接種後は、副反応（アナフィラキシーショック等）に備え接種会場にて、15分から30分間待機していただくこととなります。非常に稀なことではありますが、副反応が起こってもすぐに対応できるよう接種会場には医薬品、救急用品などの準備をしています。

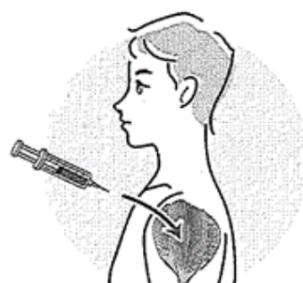
【ワクチンの有効性】

通常、三角筋（上腕の筋肉）に筋肉内注射という方法で接種し、新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。ワクチンを受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっています。（発症予防効果は約95%と報告されています。）

なお、本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経って以降とされています。現時点では感染予防効果は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

※詳細については、「ファイザー社の新型コロナワクチンについて」（厚生労働省ホームページ）をご覧ください。

接種当日は、肩を出しやすい服装で受けてください。
Tシャツ等の半そでの服装に、長袖を羽織るとすぐに着脱できるのでお勧めです。



【副反応について】

日本に供給される予定のワクチンは、ファイザー社、アストラゼネカ社、武田/モデルナ社のものです。どのワクチンにも、接種部位の痛み、倦怠感、頭痛、筋肉痛などの副反応がみられることが報告されています。ワクチンについて理解したうえで、体調が良い時に接種しましょう。

※予診票記入の際には接種の説明書をよく読んでください。

【ワクチン接種を受ける方の同意】

新型コロナワクチンの接種は、接種対象者の皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。

予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

◎現在、何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医にあらかじめ、ご相談をお願いします。

【高齢者以外で基礎疾患を有する方】 令和3年3月18日時点

- (1) 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
 1. 慢性の呼吸器の病気
 2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 3. 慢性の腎臓病
 4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
 5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
 8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 11. 染色体異常
 12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
 13. 睡眠時無呼吸症候群
 14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- (2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方
*BMI30の目安：身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

【新型コロナワクチン接種相談体制】

◇厚生労働省の新型コロナワクチン相談窓口（2月15日より開設）

主なお問い合わせ内容：ワクチン施策の在り方等

電話番号：0120-761770（フリーダイヤル）

受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日を含む毎日）

◇福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター（4月12日より開始）

対 象：県内で新型コロナワクチンを接種した方で、ワクチン接種による副反応と思われる症状について相談したい方

電話番号：0120-336-567（フリーダイヤル）

受付時間：9時00分から20時00分（土日、祝日も対応）

情報提供詳細なコロナワクチンについての情報は、以下のリンク先からご確認ください。

首相官邸・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

<http://www.kantei.go.jp/>